

ちばプロモーション協議会規約

(名 称)

第1条 この会は、ちばプロモーション協議会(以下「協議会」という。)という。

(目 的)

第2条 協議会は、「観光立県ちば推進ビジョン」のもとに、観光にかかわる事業者や商工団体、農林水産団体、経済団体、文化団体、NPO、大学、行政などが協働して持つ人材や資源を効果的に利活用して、本県の有する多様な魅力を全国に向けて広報宣伝し、本県観光のイメージの向上を図るとともに、より多くの観光客の誘致を実現していくことにより、本県観光産業の振興と各地域の活性化に寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 全国からの誘客に向けた広報宣伝に関すること。
- (2) 様々な分野の有する資源の連携及び利活用に関すること。
- (3) その他目的達成に必要な事業に関すること。

(構 成)

第4条 協議会は、観光協会、商工団体、農林水産団体、芸術・文化団体、NPO、大学、県、市町村、及び第2条の目的に賛同する団体・企業等(以下「会員」という。)をもって構成する。

(役 員)

第5条 協議会に次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理事 30名程度
- (4) 監事 2名

(役員の仕事)

第6条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ会長の指名する副会長がその職務を代行する。
- 3 理事は、役員会を構成し協議会の業務を執行する。
- 4 監事は、協議会の会計及び業務執行状況を監査する。

(役員を選任)

第7条 会長、副会長、理事及び監事は総会において選任する。

(任期)

第8条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 役員に欠員が生じたときは、その後任の職にある者をもって充て、その任期は前任者の残存期間とする。

(参与)

第9条 協議会に参与をおくことができる。

2 参与は会長が委嘱し、協議会の事業に関する重要な事項について会長の諮問に依るものとする。

(会議)

第10条 協議会の会議は、総会、役員会とする。

(定足数)

第11条 会議は、総会においては会員、役員会においては役員過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第12条 会議の議事は、出席者の過半数の同意をもって決する。

(表決委任)

第13条 やむを得ない理由のため会議に出席することのできない会員又は役員は、表決を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(総会)

第14条 総会は会長が招集し、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算
- (2) 事業報告及び収支決算
- (3) 規約の制定及び変更
- (4) その他重要事項

2 総会の議長は、会長がこれにあたる。ただし、会長が欠席の場合は、副会長のうちあらかじめ会長が指名する者が議長となる。

(役員会)

第15条 役員会は会長が招集し、次の事項を議決する。

- (1) 総会に提出する議案
- (2) 総会によって委任された事項
- (3) その他会長が必要と認めた事項

2 役員会においては、会長が議長となる。ただし、会長が欠席の場合は、副会長のうちあらかじめ会長が指名する者が議長となる。

(幹事会)

第16条 役員会のもとに、総会及び役員会の決定した方針、事業計画等に基づき協議会の運営を行うため、幹事会をおく。

- 2 幹事は、会長が委嘱する。
- 3 幹事会は、幹事をもって構成し、代表幹事は幹事の互選により選任する。
- 4 幹事会は、必要に応じ代表幹事が招集する。
- 5 代表幹事が必要と認めた場合は、関係者の出席を求め、意見を聴取することができる。

(部 会)

第17条 幹事会に、第3条に掲げる事業の円滑な実施に資するため、部会を設ける。

2 部会の組織及び構成については、役員会が定める。

(庶 務)

第18条 協議会の庶務は、千葉県商工労働部観光誘致促進課及び公益社団法人千葉県観光物産協会が共同して行うこととする。

- 2 協議会の事務を処理するため、公益社団法人千葉県観光物産協会内に事務局をおく。
- 3 事務局長は、会長が指名する者をもって充てる。

(専決規定)

第19条 事業遂行上急を要する事項については、事務局長の報告を受け会長が専決できる。

2 前項の規定による専決事項については、速やかに役員会で報告しなければならない。

(会 計)

第20条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

- 2 協議会の経費は、負担金その他の収入をもって充てる。
- 3 協議会の会計は、総会において報告する。

(事業期間)

第21条 協議会の活動期間は、平成19年度から令和5年度(西暦2023年度)までとする。次年度以降の取組みについては、別途協議する。

(補 則)

第22条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は会長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、設立の日(平成19年9月20日)から施行する。
- 2 設立時の会計年度は第20条の規定にかかわらず、設立の日から翌年の3月31日までとする。

附 則

- 1 第21条の「平成21年度」を「平成24年度」と、「3か年」を「6か年」とする。
- 2 この規約の改正は、平成21年5月19日から施行する。

附 則

- 1 第18条第1項及び第2項の「社団法人千葉県観光協会」を「社団法人千葉県観光物産協会」とする。
- 2 第18条第3項の「社団法人千葉県観光協会事務局長」を「会長が指名する者」とする。
- 3 この規約の改正は、平成23年6月7日から施行する。

附 則

- 1 第18条第1項の「千葉県商工労働部観光課」を「千葉県商工労働部観光誘致促進課」とする。
- 2 第21条の「平成24年度」を「平成27年度」と、「6か年」を「9か年」とする。
- 3 この規約の改正は、平成24年5月8日から施行する。

附 則

- 1 第18条第1項及び第2項の「社団法人千葉県観光物産協会」を「公益社団法人千葉県観光物産協会」とする。
- 2 この規約の改正は、平成25年4月26日から施行する。

附 則

- 1 第21条の「平成27年度までの9か年」を「平成32年度(西暦2020年度)まで」とする。
- 2 この規約の改正は、平成27年4月22日から施行する。

附 則

- 1 第21条の「平成32年度(西暦2020年度)まで」を「令和5年度(西暦2023年度)まで」とする。
- 2 この規約の改正は、令和2年4月30日から施行する。